

## **【事案Ⅱ - 5】 重度障害共済金請求**

・ 2026 年 2 月 18 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

重度障害共済金請求に対し、「重度障害の定義に該当しないこと」および「不慮の事故にも該当しない」として支払対象外とした被申立人の判断を不服として、裁定の申立をしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### **1. 申立ての趣旨**

被申立人は、重度障害共済金 200 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### **2. 申立ての理由**

- (1) 精神障害を患い、国から精神障害 2 級の認定を受け障害者手帳も交付され、障害者年金も受給していることから、重度障害共済金を請求した。
- (2) しかしながら、請求に際して被申立人から「この内容・条件では共済金の支払いはできない。」と数度にわたり告げられたため、その都度、診断書に必要事項を追加のうえ再提出、再審査を繰り返したが、最終的に被申立人からは「約款・事業規約上の重度障害に該当せず、障害に至った不慮の事故にも該当しないことから請求は認められない。また、これ以上の再審査は行わない。」との通知がなされた。
- (3) 申立人は不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を患っているが、それを証明するため医師の診断書を被申立人に提出しており、共済金請求条件をすべて満たしていることは明らかである。
- (4) 被申立人の主張は、医師ではない者が作成した主張であり、その見解の論拠は不明で、すべて信憑性がない。

### **<被申立人の主張>**

#### **1. 申立ての趣旨に対する答弁**

申立人の請求は認められないとの裁定を求める。

#### **2. 申立ての理由に対する答弁**

- (1) 約款・事業規約に規定する重度障害共済金の支払事由である「不慮の事故を直接の原因」のうち「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいうが、申立人が主張する原因は、長期間にわたる一連の持続的出来事であって急激性を満たさず、よって申立人の精神障害である非器質性精神障害は「不慮の事故」を原因としたものとはいえない。
- (2) 非器質性精神障害は、症状の改善が見込まれ、適切な治療を行えば一定の就労が可能となる程度以上に症状がよくなるのが通常である。申立人については、精神療法だけが行われ投薬治療が行われていない現状では、将来においても回復が困難とは判断できない。

(3) よって、申立人の精神障害である非器質性障害は、神経系統の機能または精神の著しい障害を残し、常に、または随時介護を要するものにも、終身労務に服することができないものにも該当せず、約款・事業規約に定める重度障害共済金の支払事由である「重度障害」には該当しない。

#### ＜審議会の判断＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

公的認定状況にてらせば、申立人が精神障害を有することは明らかであるが、本件の争点は申立人の精神疾患が本件契約に基づく約款・事業規約に定める「重度障害」に該当するか、すなわち、「不慮の事故を直接の原因」とする非器質性精神障害であり、かつ将来にわたり回復が困難で「終身労務に服することができないもの」に該当するか否かである。審議会では、申立人、被申立人双方から提出された証拠書類等にもとづき申立人の症状や治療内容、事故から傷害発生までの経過等を慎重に検討した結果、申立人の障害は重度障害共済金の支払事由である、第1級障害「精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの」、第2級障害「精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの」、第3級障害「精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの」のいずれの「重度障害」にも該当しない、と判断した。